

○議長（佐々木幸士君） 日程第二、議第百号議案ないし議第百十五号議案及び報告第五号ないし報告第十一号を議題とし、これらについての質疑と、日程第三、一般質問とを併せて行います。

前日に引き続き、質疑、質問を継続いたします。二十六番柘和也君。

〔二十六番 柘 和也君登壇〕

○二十六番（柘 和也君） 皆さんおはようございます。みやぎ県民の声の柘和也です。議長から発言の許可が出ましたので、通告に従い、今回大綱二点について一般質問いたします。

まず初めに、昨日の地震、そして台風による大雨で被災された方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。また、先ほどワールドカップで、日本チームが引き分けで決勝トーナメントに進出ということで、被災者の方々を少しでも元気づけられるのではないかなと思っております。

さて、昨今の世界情勢ですが、ロシアのウクライナ侵攻による混乱に対する収束が見えない状況に拍車をかけるように、周知のとおり、二〇二六年三月一日に、事実上ホルムズ海峡の封鎖が始まって、早くも約四か月たちました。紆余曲折あり、ようやく合意の糸口が見えてきたようですが、報道を見ていると、まだまだ不安定な社会状況は続くのではないかと感じております。昨年、環境政策課からのヒアリングにて、日本におけるチョークポイントの脆弱さについて私が話題を出しましたが、実際にこんな状況が来るとは、そのときは全く思っておりませんでした。チョークポイントとは、原油やLNGなどエネルギー輸送も含む物資輸送ルートとして使われている狭い海峡を指します。チョークポイント比率は、原油総輸入量に対するチョークポイントを通過する各国の輸入原油の数量の割合を数値化したもので、日本は中東依存率が高く、多くのチョークポイントを通るため、評価点が低い状況です。LNG、石油、石炭の化石燃料依存度は、二〇二三年度で八〇・八％、二〇二三年の日本の原油輸入は、中東依存度約九五・三％にもなっていると資源エネルギー庁のホームページで公表されております。まさにエネルギーの安全保障は、世界の各国の安全保障に直結していると、この社会状況が突きつけているのです。国連環境計画、UNEPから、世界のCO₂排出量は二〇二四年過去最高になる見込みと発表され、日本の一人当たりの二酸化炭素排出量は、アメリカ、

ロシアと続く三位となっています。気候変動における対策は、地球温暖化予測の修正にはほとんど寄与していないとの報告もありました。また、気象庁が気候変動を監視するため、岩手県大船渡市三陸町綾里にて観測している二酸化炭素濃度は、去年一年間の平均濃度が四三〇・三ppmで、過去最高を記録したとのこと。化石燃料の消費のほか、森林を田畑や宅地にする土地利用など、人間活動が主な要因だと考えられるとのこと。周知のように、イラン情勢を受け石油の備蓄を開放し、かつ政府は、CO₂の排出量が特に多い石炭火力発電所の稼働率を二〇二六年四月から引き上げる対応を始めています。まさに環境政策に逆行していると言わざるを得ません。まずは、地域でできる、かつ不安定な社会情勢に左右されないためにするべきことがあるはずだと、こんな社会情勢だからこそ考えるべきだと思います。国連気候変動枠組条約、UNFCCCのサイモン・ステイル事務局長は、ホルムズ海峡封鎖による状況が世界の再生可能エネルギー移行を急加速させていると述べました。各国は不安定な石油、ガス市場への依存度を減らすために奔走している状況です。

それでは、大綱一点目、今回、精神医療センター建て替えと精神保健福祉審議会について伺います。

宮城県立精神医療センターは、昭和三十二年の開院以来、本県の精神医療の中核として、県民の健康と福祉を支える多大な役割を果たしてきました。しかし、建設から四十年以上が経過した現在の建物は、老朽化と設備の陳腐化が著しく、よりよい治療やケアを提供するための新しい病院の整備は、当事者の療養環境を守る観点からも、一刻の猶予も許されない喫緊の課題となっています。現在、この建て替え問題は、本県の精神医療体制の未来を左右する極めて重要な局面を迎えていると思います。令和八年六月一日付で行われた精神保健福祉審議会委員の選任では、委員数が二十名に増員された一方で、メンバーの半数が刷新されました。この選任をめぐっては、これまでの審議会の中で積極的に発言し、県側の方針に対して異議を唱えてきた委員の多くが外されたことに対し、議論の継続性や透明性を危惧する声が上がっています。また、執行部が提示した候補地選定の間際評価についても、特定の結論へ誘導する意図があるのではないかとの懸念が拭えません。私は四月二十一日と五月二十一日に行われた住民や当事者による四団体と県議との四病院問題に関する意見交換会に出席し、また、過去の審議会議事録を

精査してまいりました。二月に任期を満了した委員の選任が長期間決定されず、六月になって突如ホームページで公表された経緯や、その後の担当課からの説明を通じ、今後ともこれまでに以上に県民や当事者の声を真摯に反映させたプロセスを確保する必要があると考え、以下質問いたします。

まず、委員選任の透明性について伺います。

前任の委員任期が二月に満了してから、新委員の委嘱まで約三か月半もの空白が生じました。執行部は、この間、今後三年間の精神保健福祉の課題への対応などを見据えた人選を行っていたと説明していますが、結果として、これまでの経緯を熟知した家族会の代表や積極的に発言してきた委員が外されています。精神医療センターの建て替えという県政の重要課題の一つを審議している最中であり、議論の継続性を重んじるならば、自ら辞任される委員を除き、これまでの委員を再任して進めるべきではなかったのではないのでしょうか。今回の人選は、知事に不都合な意見を言う委員の排除ではないかとの疑念を招いていますが、これに対して明確な説明を求めます。また、委員選任に当たり、これまでの審議会の議論の踏襲や継続性について、具体的にどのような点を考慮したのか伺います。

次に、議論の継承について伺います。

令和七年度の第三回審議会では、体調不良などで当事者・家族の委員が欠席したため、大切な当事者の意見を確保するため重要な決定は見送り、年度内にもう一度開催するとしていました。しかし、実際には開催されませんでした。開催できなかった理由とそれに向けた努力について伺います。早期建て替えが求められている現在、委員の半数が入れ替わった次期審議会において、これまでの議論の重みを短期間で継承できるとお考えでしょうか。本来、メンバーを刷新する前に、これまでの集大成として意見具申を行う場を設けるべきだったと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、当事者・家族委員への支援についても伺います。

今回の選任で各委員が二名に増員されたことは、負担軽減の観点から一步前進ですが、以前から患者団体などが要望してきた女性の視点の重要性を踏まえた女性当事者の選任は見送られ、男性二名となりました。具体的な推薦があったにもかかわらず、それが反映されなかった点について、執行部の考えを伺います。また、過去には膨大な資料

を直前に渡され、内容を理解できずに発言を断念した委員もいたと聞きます。資料を少なくとも二週間前には配付し、専門的な内容の事前レクチャーを行うなど、当事者が対等に議論に参加できる環境を整えるべきです。加えて、夜間の会議開催による身体的負担や時間的制限への具体的な配慮策についても伺います。

この項の最後に、候補地選定における中間評価と用地交渉について伺います。

当初提示された五つの候補地——先日 of 審議会で二つに絞られましたが、評価表では、現地建て替え案に対し、用地買収の不確実性や工事の騒音を理由に困難を示す赤いセルが目立ちます。しかし、必要とされる約三千二百平米の民有地、竹林の地権者に対し、県は現時点で具体的な意向を確認すら行っていないとのこと。過去に実施設計まで行いながら、用地問題で断念した失敗を繰り返さないためにも、早期の打診が必要と考えています。このままでは用地問題をネックにして、がんセンター駐車場や跡地案へ誘導しているとの懸念を拭えません。土地の課題を早期にクリアし、全ての候補地を公平な土俵に乗せて検討すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、大綱二点目、不安定な社会情勢に左右されないためにすべきこと、省エネルギーへの政策についてです。

まず、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇について伺います。

県議会二〇二五年九月の一般質問において、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇のホームページについて提言をして改編をしていただきました。ありがとうございます。日本における環境変動の削減目標の対応として、政府より長期的に温室効果ガス削減目標が発表され、二〇三〇年に四六％、二〇三五年に六〇％、二〇四〇年に七三％に改編してもらいました。分かりやすく提示できたと思います。前回も要望させていた、経過報告では改善する予定とは伺っていますが、トップページに掲載されているグラフの表示に関する要望ですが、CO₂削減量が二〇二二年で止まっているので、ぜひ近年の動きを公開することが大切だと思います。対応をお願いいたします。また、グラフは全体が二〇三〇年で止まっています。決して二〇三〇年がゴールではなく、未来の環境を守るために、カーボンニュートラルに向けた二〇五〇年までのグラフの揭示が必要だと思いますが、いかがでしょうか。このホームページのタイトルは何でしょう。そうです、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇です。トップページにおいてゼロを

提示する必要があると思います。政府で発表しているグラフは、もちろん二〇五〇年まで提示しております。今の子供たちが大人になるときには、地球環境が生活にとって安定していることを願うばかりです。グラフの改編を要望しますが、具体的にいつ予定か伺います。また、ページ後半に掲載されているグラフの年代がまだ和暦になっていますので、ぜひ国際的比較が見やすいようにするためにも西暦でお願いいたします。特に二〇三〇年の目標といったキーワードと見比べるときに瞬時に分かることが子供たちにとっても大切だと考えています。

次に、学校施設の省エネ対策と学習環境改善についてです。

まず整備すべきは、将来を担う子供たちのために学校施設の環境改善ではないかと考えています。前回の一般質問でも話題にさせていただきましたが、小学校における温熱環境のレベルの低さに対して、東京大学大学院の前准教授らが発起人となり、二〇二三年から学校の断熱改修を早急に進める署名活動をホームページにて発信されていて、危機的な状況をその記事により初めて知りました。特に、築年数がたった学校では、最上階の教室で空調が整備されていても断熱性能が低いため、生活する上での適切な温熱環境が確保できていないとのことでした。その状況に対する改善の取組は、仙台市が早期から始めています。仙台市の小学校の断熱改修における実証実験が二〇二〇年から行われていました。改修レベルから提案レベルまで、改修の内容を段階的に可変し取り組んだことは、とても有意義な取組であることだと思いました。冬季の積算電気量が公表されて、もちろん言うまでもなく、断熱材をきちんと整備した提案レベルでの改修が最もランニングコストが低い結果でした。早い時期での学校施設への改善におけるこの先駆的な取組が、県内の公共機関で行われていることを踏まえ、その結果や数値を有効活用して、学校施設の改善を進めるべきだと考えますが、その取組は行われてきたのでしょうか、伺います。

学校施設における施設環境整備の基本的なガイドは、文部科学省によるエコスクールの流れだと思っています。エコスクールパイロット・モデル事業が、一九九七年の地球温暖化防止京都会議、COP3を契機に始まりました。学校施設を「環境負荷の低減」、「自然との共生」、「環境教育の教材化」の三つの視点から整備するプロジェクトを国が認定、支援しました。太陽光発電や断熱材の導入、木材の活用など、学校施設の在り

方となるガイドを全国に呼びかけ始めました。エコスクールとは、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、それを教材として活用した生徒の環境教育にも資するものとなります。地域の環境教育の役割を果たします。次に、エコスクール・プラスが二〇一七年に始まり、二〇一一年の東日本大震災以降、避難所としての機能強化が急務となり、太陽光発電設備と蓄電池をセットで導入し、災害時でも電氣が使える防災に対応可能な計画が進められました。エコスクールの関連事業は、宮城県では、その実例が岩手県や福島県などに比べると少し少ないと感じました。なぜ認定が少ないのでしょうか。学校における学習環境づくりの改善への取組を県が主導して、更に積極的に進めるべきだと思いますが、見解を伺います。

更に文部科学省は、二〇二四年に「学校施設のZEB化の手引き」を発表しました。いよいよ政府も学習環境の改善に本腰を入れたと捉えています。この手引により、将来的にZEB化を目指す大規模改修のガイドが紹介されていますが、「まずは断熱改修から」と大きく見出しが掲載されています。結果的には、有効に予算を配分し、かつ計画的に改修工事を行うことで、より長期的にかつ安定した温熱環境がランニングコストを抑えて、CO₂削減にも寄与可能であると提唱されています。将来的にZEB化を目指す大規模改修では、決められた予算の枠組みから適切なコスト配分を行い、それを計画的に長期的な展望によって計画を実行することで、ZEB化が可能であることが実例から分かってきています。予算が足りないことではなく、どのように取り組むかが問われているのです。ここで、学校施設における建築的な省エネ基準の変遷を見たいと思います。かつては日本の建築物における省エネ・断熱基準は努力義務でしたが、二〇五〇年カーボンニュートラル実現に向けて、義務化へと大きくかじが切られました。一九九九年に次世代省エネルギー基準が制定されましたが、まだ義務ではなかったので、断熱性能は極めて限定的であったと想定されます。二〇一七年に建築物省エネ法が施行された時点では、二千平米以上の大規模非住宅建築物が対象でしたが、二〇二一年に床面積が三百平米を超える建築物に省エネ法が義務化され、その後二〇二五年四月より、これまで対象外だった小規模な建物、三百平米未満も含め断熱義務化の完全施行がスタートし、省エネ基準適合が義務づけられました。これにより、学校敷地内の教室棟だけではなく、体育館なども含め断熱性能が求められることになります。更に、現在義務化されている

基準は最低ラインとして、政府は二〇三〇年までに義務化する基準そのものをZEB水準——現在の基準より更に二〇％以上の省エネまで引き上げる方針を打ち出しています。次に、宮城県立学校施設の古い時期に建てられた施設について伺います。

船岡支援学校は一九七一年度竣工。この施設は、建築基準法では断熱基準の制度が制定される以前の施設です。宮城県は、県立学校施設整備計画に基づき、老朽化した建物を改修と改築とのバランスに考慮し、長期的に活用することを提唱しています。宮城県立の学校施設は、一九九九年以前の建物が多く存在し、現在の水準から見ると性能不足が顕著だと推定されます。空調設備は補助金の普及もあり、教室への設置は進んでいるかと思いますが、多くの場合は既存の断熱性能が低い校舎への後づけとなっていないでしょうか。また、大規模改修時の予算の配分も、今後は十分に長期的な展望に配慮だと思います。県の特別支援教育の原点とも言える学校施設の老朽化及び児童生徒の安全で、持続可能な学習環境の確保について伺います。柴田町にある、先ほどから出ております宮城県立船岡支援学校は、一九六七年に開校以来、県南地域の肢体不自由教育の拠点として、児童生徒の自立と社会参加を支えてきました。当時は、車椅子の動線に配慮したスロープや寄宿舎の併設など、教育環境が整えられていた学校施設であったと想定します。しかしながら、主要校舎や寄宿舎は、約築五十五年が経過し老朽化が進んでいます。とりわけ断熱性能においては、現在省エネ基準から大きく取り残されていると思います。今月の初旬に学校を訪問し、施設見学と校長先生にヒアリングを行いました。まずは視察時に、非接触型温度計にて体育館の天井の温度を測定したところ、三十七・八度を記録しました。これではとても授業を行う室内環境と言えないと思います。文部科学省が発表している学校環境衛生管理マニュアル、学校環境衛生基準では、十八度以上二十八度以下と基準が設定されています。測定した数値は表面温度ですので、一概に室温との関連は直結していませんが、輻射熱効果もあるので厳しい環境であることが分かります。また、その後冷風機二台を設置したと聞きましたが、抜本的な解決になっていないのでしょうか。窓の仕様はシングルガラス——恐らくこの時期竣工した施設なので、断熱は現在の基準から比較して、かなり低い性能ではないでしょうか。この学校は建築時期が古く、壁や屋根がほぼ低い断熱性能の構造だと推定しています。

補助金などにより教室や寄宿舎への空調の設置は進んでいると思いますが、窓や外壁から侵入する夏の強烈な輻射熱や冬の底冷えを遮断することはできません。肢体不自由の児童生徒は、自律神経の障害や運動量の制限から、健常児以上に体温調節が難しく、熱中症や低体温症のリスクに直結します。今後計画される抜本的改修においては、エコスクール基準を導入し、複層ガラスへのサッシや壁や屋根面の断熱を徹底して、エネルギー効率が高く、子供たちに負担のない温熱環境を整備すべきであると考えますが、どのように考えているのでしょうか、見解を伺います。また、平成五年度から六年度にかけて屋上防水改修や外壁改修、内部改修などの大規模改修工事を実施し、更に、令和七年にも屋上防水改修工事を実施しています。先ほど紹介させていただいたように、文部科学省の学校施設改修のガイドラインとして、断熱改修をまずは実施してから設備の改修に移行することを強く提唱しています。ここで文部科学省が提唱している断熱工事とは、窓、外部建具のグレードアップも含んでいるのです。竣工時是一九七一年を想定すると、当初は恐らくシングルサッシだと思いますので、外部建具の複層ガラスなどの改修は必須だと考えています。周知の事実ではあるかと思いますが、幾ら空調を設置しても、外皮性能が弱いまま設備に頼って改修しても、エネルギーがただ無駄になっている本末転倒な改修と言えるのです。この施設の外壁におけるサッシと屋根及び外壁の断熱は、大規模改修前と改修後ではどのような仕様になっているのか、現在の状況を伺います。

次に、学校施設のZEB化についてです。

東北大学青葉山厚生会館、図書館の断熱改修の視察に行きました。東北大学の全体の環境に対する取組は、東北大学グリーンキャンパス施設整備計画として、とても野心的な目標を持って進められていました。計画的にCO₂削減を政府の目標より十年早く、二〇四〇年までにゼロカーボンを目指しています。この努力に敬意を表します。本事業では、老朽化した厚生会館築四十六年、及び図書館築三十六年を長寿命化改修し、再整備を行い、Nearly ZEBを達成した施設で、国土交通省よりインフラメンテナンス大賞特別賞を受賞しています。視察に行ったときに頂いた資料によりますと、この図書館は増築されていて、当初の空調はガス設備であったので、電気量だけで改修前と改修後のエネルギーを比較することは難しいので、CO₂削減換算での数値は、改修前と改修後を比較すると、一平米当たり四〇％削減になり、とても効率的な効果があるこ

とが分かりました。二〇二二年での学校施設のZEB化は先進的な取組と言えます。断熱性能の確保として、屋上に防水とともに百ミリの断熱材を設置し、室内は六十ミリの断熱材を吹きつけた上でボード壁を設置しています。図書館棟の窓枠は既存を再利用し、既存窓枠との取り合いで木製枠を設置しデザインに生かし、ガラスは真空複層ガラスにして高い断熱性能を確保していました。この学校のように、学校施設は未来を担う子供たちの将来を支援する設備であることと、避難施設になるレジリエンスに対応することが今後ますます求められていると考えています。県の今後の学校施設の改修における温熱環境のレベルは、この学校施設のように、法的な建築基準だけではなく、ランニングコストの抑制やCO₂削減を含めた有意義な計画で、かつ長期的にはインシヤルコストをカバーできる計画が必要であると考えていますが、教育長の見解を伺います。

以上で壇上からの質問といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 杣和也議員の一般質問にお答えいたします。大綱二点ございました。

まず、大綱一点目、精神医療センター建て替えと精神保健福祉審議会についての御質問にお答えいたします。

初めに、審議会の委員選任と議論の継続性についてのお尋ねにお答えいたします。新委員の構成につきましては、条例上の二十人以内という制約の中で、当事者及び家族委員の増員、今後三年間において協議すべき精神保健医療福祉の課題への対応、女性委員登用の推進などの観点から、慎重に検討を行ったものであります。結果的に定員の半数となる十名の委員が再任となっており、これまでの議論の継承には支障がないものと考えております。加えて、委員改選後初となる今月十六日の審議会においては、昨年度最後の審議会後に提出された各委員からの御意見などの共有を行い、これまでの議論の継続性について考慮したところであります。

次に、昨年度内に予定していた審議会が開催できなかったこと及び意見具申を行う場についての御質問にお答えいたします。

審議会の前委員の任期は、今年二月十三日までであり、県では、昨年十二月二十三

日の令和七年度第三回審議会後、前委員の任期中での審議会開催に向けて調整を行いました。委員間の日程が合わず、残念ながら開催に至らなかったものであります。このため、前委員への意見照会を行って取りまとめ、今月十六日の審議会に資料として提示した上で、新委員の皆様の間で共有することで、議論の継承に努めたところであります。次に、当事者委員の選任と当事者委員への配慮についての御質問にお答えいたします。

今回の改選に当たり、当事者団体から推薦をいただきましたが、全体的な委員構成等の検討の結果、当該者は選任に至りませんでした。また、審議会において、当事者委員が他の専門的知識を有する委員と対等に議論できる環境を整えることは、当事者委員への配慮の観点からも重要であると考えており、今月十六日に開催した審議会では、当事者・家族委員を含む全委員に個別に事前説明を行った上で、開催日の一週間前に資料を配付したところであります。このほか、夜間開催での具体的な配慮等につきましては、当事者委員からの御意見をお聞きしながら検討を行ってまいります。

次に、精神医療センターの全ての建て替え候補地を公平に検討すべきとの御質問にお答えいたします。

県立精神医療センターの建て替えについては、名取市内にある県または県立病院機構が有する土地五か所を候補地とし、専門的知見を有するコンサルタントの分析や、センター利用者等に対するアンケート調査結果も踏まえ、センター職員と議論を重ねながら、中間評価を取りまとめました。この中間評価は、患者・病院職員の負担、事業・経営への影響といった観点から、候補地ごとの課題及びその改善策などについて、客観的に知り得る情報を基に比較・評価を行ったものであります。今月十六日の精神保健福祉審議会では、各委員の専門性や経験等に基づき、中間評価に対する様々な御意見をいただくとともに、候補地を現地とがんセンター移転跡地の二か所に絞り込む方向性が示されました。県としましては、審議会での御意見を踏まえながら、センター職員と更に検討を深め、最終評価の取りまとめを進めてまいります。なお、現地建て替えの場合は、隣接地に建設する仮設病棟へ一部の患者を移す想定としておりますが、その位置や必要な敷地面積については、様々なケースが想定されるため、設計を通じて計画がある程度具体的になった段階で、地権者の意向確認を行うことになるものと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 環境生活部長石川佳洋君。

〔環境生活部長 石川佳洋君登壇〕

○環境生活部長（石川佳洋君） 大綱二点目、不安定な社会情勢に左右されないためにすべきこと、省エネルギーへの政策についての御質問のうち、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇に係るホームページについてのお尋ねにお答えいたします。

ホームページにおいて、我が県の環境施策の進捗を県民の皆様に対し分かりやすく、かつ正確にお伝えするためには、各種データの掲載方法を工夫し、より理解しやすい形で公開することが重要であると認識しております。御指摘のありましたホームページのグラフにおける温室効果ガス排出量の最新値と西暦表示については、更新を行っており、来月を目途に掲載することとしております。また、二〇五〇年までの表記については、現在、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略を改定作業中であることから、新しい計画の策定を踏まえ、長期的な目標や推移を視覚的に、より分かりやすい表現方法に見直してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 教育委員会教育長小野寺邦貢君。

〔教育委員会教育長 小野寺邦貢君登壇〕

○教育委員会教育長（小野寺邦貢君） 大綱二点目、不安定な社会情勢に左右されないためにすべきこと 省エネルギーへの政策についての御質問のうち、学校施設の改善に向けた取組についてのお尋ねにお答えいたします。

仙台市における小学校の実証実験については、断熱性能の向上がランニングコストの低減や冬季の快適性確保に直結することを示す大変有意義な取組であると認識しております。県教育委員会といたしましては、これまでも県立学校の新改築や改修を進める中で、先進事例を参考にしながら、施設整備に関する各種計画や指針等に基づき、建物の省エネルギー性能の向上を図ってきたところです。引き続き、厳しい気象条件の下でも、児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、計画的な教育環境の整備に努めてまいります。

次に、エコスクール関連事業の現状と学習環境づくりの改善についての御質問にお

答えいたします。

持続可能な社会の実現に向け、学校施設自体の環境負荷を低減させるとともに、それを生きた教材として活用するエコスクールの理念は、次代を担う子供たちの環境意識を育む上で、大変有意義であると考えております。一方で、エコスクール・プラスの認定を受けるためには、年間の一次エネルギー消費量を基準値に比べて五〇%以上削減しなければならず、事業の規模や経費が膨らむなどの課題があります。現在、校舎の新築の際には、国から年間の一次エネルギー消費量を基準値に比べて四〇%以上削減するように求められており、来年四月に開校する大崎創成高校の新築工事においても、国の基準に従って設計を行うなど、環境負荷の低減に向けた取組を積極的に推進しているところです。今後とも、新築や改修等の機会を捉え、省エネルギー性能の向上や環境負荷の低減を推進するとともに、市町村教育委員会に対しても、引き続き、国の制度や先進事例に関する情報提供や助言を行うなど、県内全ての学校施設における良好な学習環境の確保と省エネルギー化の促進に努めてまいります。

次に、船岡支援学校の断熱の現状と今後の見通しについての御質問にお答えいたします。

体温調節が困難な児童生徒が多数在籍する特別支援学校において、適切な温熱環境を確保することは、児童生徒の健康管理上極めて重要であると認識しております。船岡支援学校が建築された昭和四十六年当時は、省エネルギー基準が導入されておらず、現在ほどの断熱対策は講じられておりませんでした。平成五年から二か年にわたって実施した大規模改修においても、新築以外は基準適合の対象外とされ、断熱性能向上のための改修は行っておりません。今後の施設整備に当たりましては、複層ガラスや高断熱サッシを採用し、壁や屋根の断熱性能も向上させるなど、現在の基準に従って、適切な温熱環境と省エネルギー性能を満たした良好な学習環境の確保に努めてまいります。

次に、今後の学校施設改修における長期的視点に立った整備についての御質問にお答えいたします。

学校施設の整備に当たっては、建築時の初期投資を抑えるだけでなく、将来的な光熱費や維持管理費を見据えたライフサイクルコストの最小化を図ることが、中長期的な財政負担の軽減に資する極めて重要な視点であると認識しております。県教育委員会と

いたしましては、これまでも、施設整備に関する各種指針等に基づいて、新改築におけるZEB化の推進や、改修における断熱性向上などにより、ライフサイクルコストの低減に努めてきたところです。今後とも、中長期的な視点に立つて、持続可能で質の高い学校施設の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 二十六番枡和也君。

○二十六番（枡 和也君） 答弁ありがとうございます。審議会委員の選任については、十人入れ替えても支障がないというような返答でございましたけれども、先日の天下議員への答弁にもありましたが、精神保健医療福祉への課題を見据えた人選ということでございますが、前提にあるのは、新しい委員が駄目だと言っているわけではないということだけは最初に言っておきますけれども、課題をこれまでの委員の方で審議できなかったのでしょうか。精神医療センター建て替えの議論も多分大詰めに来ていると思うのですが、なぜここに来て、これまでの経緯を熟知した委員を入れ替える必要が本当にあったのか、再度伺います。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 知事からお答え申し上げましたとおり、様々な観点から検討させていただいた結果の選任となっております。結果として、もともと十九名だったうちの十人の委員が再任となっております。会長さんもそうだということもありますし、全委員から意見を聴取した上で、その意見をしっかりと皆様と共有する努力もさせていただきました。議論の方向性というのはこれまで培ってきたことが重なっておりますので、委員は変わりましたが、様々な観点から建設的な議論が今後も進められていくものと期待してございます。

○議長（佐々木幸士君） 二十六番枡和也君。

○二十六番（枡 和也君） 今回の委員の選任で積極的な女性の登用というのは評価できるのですが、やはり女性の当事者でなければ代弁できない深刻な課題を、この審議会の中で提起するには、当事者の委員も必要ではなかったかと思えます。今回その女性の当事者が選任されていませんが、当事者のこの審議会への意見の吸い上げといったことは、こういった方法で吸い上げることを考えているのでしょうか、伺います。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 患者さん当事者の方はお二人とも男性といった形になりましたけれども、患者さんを支える御家族の方をお一人増員した形で、家族当事者も含めますと、当事者関係の方が四人になりました。今回家族の方は二人とも女性の方とあった形になってございます。その上で、様々な立場がございすけれども、代表した立場でもって審議会に臨んでいただく委員の方はもちろんですけれども、その方だけではなくて御要望をいただいている場面もありますし、また、今回推薦という形で要望をいただきましたが、選任に至らなかった方も、障害福祉課が所管する別の附属機関の委員にはなっていたいております、これまでも様々な建設的な意見をいただいております。そういった審議会だけが意見を頂戴する場ではございませんので、我々としては幅広く意見を聴取し、対応してまいりたいと思います。

○議長（佐々木幸士君） 二十六番枡和也君。

○二十六番（枡 和也君） ほかの福祉関係の組織にも所属しているということですが、やはりどうしても審議会の場合で当事者の女性の意見を聞くということは――例えば推薦いただいた方々に、参考人としてこの審議会に出席して意見を聞くということも考えられるのでしょうか、その辺を伺います。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 条例上、会長が審議会に諮った上で、そういった外部の方をお呼びすることができるといった規定もございます。現に以前も患者の立場の方が参考人といった形で出られて意見を述べられて、我々も拝聴したことがございましたので、そういったことは必要に応じて可能かと思っております。

○議長（佐々木幸士君） 二十六番枡和也君。

○二十六番（枡 和也君） ぜひ、要望があればそういった方向でお願いしたいと思っております。

あと、先日伺った、これからの審議の中で、こういった土地の使い方になるのかということが決まらないうちは交渉ができないというか、聞けないということなのですが、結局、それが決まらないと、そこがネックになってしまつて、現地再建は駄目なのではないかという審議の判断になる恐れがあるのではないかとの思いがあつて、こういった

質問をさせていただいたのです。もうある程度方向性を示すべきではないのかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 地権者の方に当たるにしても、どの場所の、どのぐらいの範囲でといったものがある程度固まらないと、なかなか打診といったものはまず難しいということで、県の事業の進め方に当たっては、そういったやり方をしないで、ある程度、場所なり範囲なり、要するに測量とかが進んだ上で、ある程度の材料をもつて交渉に当たるとというのが一般的かと思っております。もちろん、こういったことをやるということだけで売っていただけるでしょうかといった打診の仕方もあるかと思えますけれども、そういったことで、その時点で御了解いただいたとしても、後の条件交渉のところでは合意に至らなくなったとか様々なリスクが出てきますし、結果、地権者の方に御迷惑をかけるようなこともあってはいけませんので、その辺はある程度、建物の配置なり大きななり、ある程度の議論が煮詰まった段階で、それが想定できる形にならないと、なかなか当たすることは難しいのではないかと思います。とお答え申し上げます。

○議長（佐々木幸士君） 二十六番枡和也君。

○二十六番（枡 和也君） 何か最後にそこがネックになるのではないかと感じておるところでございます。

先日の天下議員への志賀保健福祉部長の答弁の中に、がんセンターの近隣に区画整理事業などまちづくりの計画もありました。例えば区画整理事業を完了し、そこに商店や住宅が立地するまでの期間と、また、そういった設置がされて、例えばそこにこれまで同様のにも包括の形を形成するといったら、かなりの期間がかかってしまつて、ここでそういった区画整理などのまちづくりがあるよとなると、そこに誘導しているようにこの間の答弁では聞こえたのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） まちづくりといった観点からの計画として、現に進んでいることを御答弁申し上げましたけれども、がんセンターの跡地についても、現在の精神医療センターがある土地に比べると、商店とか生活環境について、なかなか寂しい状況にあるという現状はありますけれども、駅からのアクセスでありますとか、様々な

要件もございますし、作業所等の分布等を見ても、同じ名取市内でありますし、地域的にもそれほど大きな差や偏りがあるところではございません。ただ、身近なところそういうことがあるほうがいいのではないかと御意見を承っております、そういったことも含め、様々な観点からの総体的な比較をした上で、候補地が決まっていくものと思っております。

○議長（佐々木幸士君） 二十六番枡和也君。

○二十六番（枡 和也君） 時間がないようです。先日美術館が三年ぶりにリニューアルしました。知事は、記者会見などで現地存続——残してよかったと心から述べているように思いました。私だけなのか、知事その言葉に何か良い意味でぐっと来るものがありました。今回の精神医療センターにも、当事者、関係者の意見をしっかりと聞いて、知事は今期限りと言っておりますけれども——その頃、多分知事はいないのかと思いますけれども、現地建て替えでよかったと言えるように、しっかりと考えて、当事者の意見、関係者の意見を考えていただければと思います。よろしく願います。何か一言あれば、すみません。